

# 株式会社林商会 グリーン調達ガイドライン

## 序文

現在、気候変動による自然災害の頻発・甚大化、資源の枯渇、生態系の破壊など、地球環境問題は、最重要課題となっております。特に、国連気候変動枠組条約パリ協定を背景に、世界各国が、2050年までのカーボンニュートラル実現を表明しており、世界が脱炭素化に向けて加速しています。企業への期待もますます高まっており、持続可能な社会の実現を目指すことが、企業にも求められています。

林商会は、環境保全を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、積極的な取り組みを行っています。特にレアメタルレアアースは、貴重な資源であり、その資源は、世界に遍在しております。鉱山開発における地球環境の負荷は、非常に懸念されているものであり、また採掘における環境破壊は計り知れないものがあります。地球温暖化にもつながるものであります。

林商会は都市に眠るレアメタルレアアースを採掘するつまり、都市鉱山の開拓開発において、脱炭素型の経営をおこない、持続可能な社会の構築につとめてまいります。また環境負荷のより小さい製品を市場に提供していくことは、林商会の責務です。そのためには、資材・部品の調達から、加工・組立、輸送、使用、廃棄にわたる製品のライフサイクル全体を通し、環境負荷の低減に努めなければなりません。

またこれは弊社だけで実行できるものではなく、お取引先様の協力が不可欠です。世界の動向を見ると、脱炭素化に向けた取り組みに加え、有害化学物質や環境配慮設計に関わる規制強化に伴い、環境に配慮した調達業務がますます必要となっております。生物多様性の保全に繋がる活動や水資源保全への対応と合わせ、お取引先様と連携し、進めてまいりたいと考えています。

当社の取り組みに対する皆様のご協力に感謝しますとともに、より一層のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

2021.1.1

株式会社林商会  
取締役 坂本亮

## 1. 環境方針とグリーン調達

### 環境基本方針

地球環境への積極的な対応は、さまざまな事業を展開する私たちの使命であり、これを優先して経営に組み込んでいきます。商品開発、生産、販売など経営全般にわたり、あらゆる地球環境の維持向上活動を展開するとともに、より良い環境社会を実現するための商品開発や技術革新を推進します。

「環境対応は重要な経営資源」と捉え、環境対応と企業経営を融合し、環境対応の実践が、外部からの信頼の獲得や事業の拡大、さらには業績の向上につながるという「環境経営」の先進企業であり続けます。

### 行動指針

1. 環境問題への知識を深め、社会全体とのかかわりに責任を持って行動する。
2. 商品開発、生産、販売、物流、サービス、リサイクルなど事業全般にわたって環境活動を展開する。特に地球環境の維持向上に貢献できる商品開発や技術革新、さらには環境ビジネス展開で社会をリードする。
3. グローバルに整合した施策を展開するとともに、国や地域の特性に応じた環境対策を推進する。さらに、関連企業や外部の組織・機関との連携、協業を積極的に進める。
4. 環境に関する情報を正直かつ公平に開示する。また、社内外の意見に率直に耳を傾け、環境保全活動の継続的な改善に活かす。

グリーン調達の狙いは製品のライフサイクルを通して地球環境への負荷をできる限り小さくしていくため、環境負荷の小さい生産活動、使用時および廃棄時に環境負荷の小さい製品の開発と共に、環境負荷の小さい資材・部品の調達、いわゆる「グリーン調達」が必要です。

グリーン調達とは資材、部品等を調達する際に、環境への負荷が出来る限り小さいものを、環境への取り組みに優れた取引先から優先的に調達することです。

グリーン調達の対象として生産活動において調達する製品、資材(原材料、補助材料)、部品(購買部品、外注部品)を対象とします。

## 2.グリーン調達における基本的な考え方

お取引先様との取引に際しましては、当社要求事項に対して積極的に取り組まれるお取引先様を優先とさせていただきます。特に、化学物質に関しては、当社の要求事項を順守していただきます。

### ◆禁止(30 物質群)

カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、TBT類、PBB、PBDE、PCB類、PCT類、ポリ塩化ナフタレン、Fガス、ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)、特定PFOA類、DEHP、BBP、DBP、DIBP 41)、PAHS、バイオサイド規則対象物質、TCEP、TDCPPメキシエタノール等

### ◆削減(2 物質群)

ポリ塩化ビニル(塩ビ)、HCFC



IEC62474 報告対象化学物質リスト、およびREACH規則高懸念物質(SVHC)群

注 1) DEHP、BBP、DBP、DIBPは 2019 年1月より法規制対象部品から順次禁止。

※ 詳細は指定化学物質リスト参照

お取引先様と連携した温室効果ガス削減の取り組みとして、お取引先様の使用エネルギーCO<sub>2</sub>排出量を把握して参ります。

排出物削減による資源保護や地球温暖化防止活動を通じて、生物多様性保全および水資源保護のグリーン調達活動を推進します。

## 3.グリーン調達要求事項

1)お取引先様の環境経営に関する要件

### ◆法順守

関係する法律を順守していること。また、過去2年間に法律違反で処罰を受けていないこと。

省エネ、廃棄物、輸送手段等の環境自主改善活動の推進

### ◆情報提供

当社が要求する場合、必要な環境情報を提供いただくこと。尚、秘密情報となり得る場合は、事前にその旨ご連絡ください。

## 2)製品に関する要件

### ◆化学物質管理

#### ①化学物質の使用制限

納入品への要求 :当社に納入される資材・部品等については、原則として「指定化学物質リスト」に指定する禁止物質の含有を禁止。

但し、仕向け国(地域)の法的要求が無い場合は別途対応を協議する。

また、完成品(販売品)に当該物質が含まれないことが明白で、且つ製造過程において必要

#### ②化学物質調査への協力

当社より要求(REACH規制等)がある場合、化学物質の含有量、含有部位、含有目的および有害性の把握と情報提供

#### ③削減ランク物質について自主的な削減および管理物質の適正な管理実施

### ◆包装材

納入品の包装材減量・適正化、通い函化、Oneway 木材パレットの代替化等

### ◆設計業務のある場合には環境配慮設計の実施

グリーン調達ガイドライン

版 1.0 2021 年 1 月 1 日作成